

## 広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略外部評価会議設置要綱

### (設置目的)

第1条 「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を図る観点から、その進捗による成果の検証や見直しの方向について、その妥当性・客観性を担保するため、「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略外部評価会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌)

第2条 会議における協議事項は、次の各号とする。

- (1) 「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価に関すること
- (2) 「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しに関すること
- (3) その他「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に必要な事項に関すること

### (委員)

第3条 会議は、委員15名以内をもって構成する。

- 2 委員は、各行政分野において優れた識見を有する者とする。
- 3 委員の任期は3年を超えない期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 会議への出席は委員本人のみとし、代理は認めない。

### (座長)

第4条 会議には座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会議全体を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (運営)

第5条 会議は、必要に応じて座長が招集し、主催する。

- 2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。